

【随意契約に関する情報】

平成24年11月分(公表:平成24年12月28日)

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当役の 職名氏名	契約締結日	契約の相手方及び住所	随意契約によることとした理由 及び契約事務細則の根拠規定	予定価格(円) (又は限度額)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員数	備考
1	平成24年度畜産業振興事業に係る補助業務委託	総括理事 清家 英貴	平成24年11月13日	47都道府県知事	畜産業振興事業は、地域の畜産事情を把握し、総合農協系、専門農協系、商系など事業実施主体を公平に取り扱い、適切に指導監督できる立場にある委託先としては、公的機関であることが不可欠である。また、都道府県域一円でこれを行い、委託先として相応しい公的機関は都道府県しかないため随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	91,565,039	-	-	
2	平成24年度肉用子牛生産者補給金等交付業務等事務委託	総括理事 清家 英貴	平成24年11月15日	47都道府県知事	肉用子牛補給金等事業は、都道府県自らが行う畜産に関する施策と一体的に行うことにより、その適正かつ効率的、効果的な執行を期すことが可能である。また、補助金交付団体に対する助言、指導及び連絡調整等に係る委託先は、これらの団体に対する指導・監督権限を有する公的機関である都道府県しかないため随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	49,256,640	-	-	
3	平成24年度加工原料乳生産者補給交付金交付業務に係る委託	総括理事 清家英貴	平成24年11月16日	47都道府県知事	加工原料乳生産者補給交付金交付事業は、都道府県段階における交付主体が農業協同組合連合会やそれに準ずる団体を中心であるため、これらの団体に対し適切に指導監督できる立場にある公的機関を委託先とすることが不可欠である。また、都道府県域一円でこれを行うことが可能な公的機関は、都道府県しかないため随意契約とした。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	20,546,370	-	-	